

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年4月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：コンゴ民主共和国産業振興及びビジネス環境整備に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型】

業務名称：コンゴ民主共和国産業振興及びビジネス環境整備に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型）

調達管理番号：26a00086

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年4月8日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称: コンゴ民主共和国産業振興及びビジネス環境整備に関する情報収集・確認調査 (一般競争入札 (総合評価落札方式) - ランプサム型)
- (2) 業務内容: 「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹
- (4) 契約履行期間 (予定): 2026年6月から2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム (一括確定額請負) 型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム (一括確定額請負) 型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先: outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 日程 |
|-----|-------------|--------------------|
| 1 | 資料ダウンロード期限 | 2026年 4月 14日 まで |
| 2 | 入札説明書に対する質問 | 2026年 4月 15日 12時まで |
| 3 | 質問への回答 | 2026年 4月 20日まで |

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

| | | |
|---|---------------------------------|--|
| 4 | 入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日 | 2026年 4月 24日 12時まで |
| 5 | 技術提案書の審査結果の連絡 | 入札執行の日時の2営業日前まで |
| 6 | 入札執行の日時（入札会） | 2026年 5月 19日 10時 |
| 7 | 技術評価説明の申込日（落札者を除く） | 入札会の日から翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。 |

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ExfrS0aKEh>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」とする）では、GDPに占める全国的な産業構成比では農業の比率が一番高いが、旧カタンガ州では経済活動の約半数以上が鉱業に集中し、キンシャサ等の一部の州では第3次産業が最も多い等、地域ごとに異なる経済圏を有する。一方で、製造業の割合が低いことは全国的に共通している。同国の経済は1990年代の武力紛争や財政破綻により全般的に衰退した経緯があり、特に製造業は1991～1993年にかけて発生した暴動・略奪事件により被害を受け、その後も十分に回復していないと言われている。GDPにおける製造業付加価値の寄与度は17.9%であり（世界銀行、2024年）、1990年代以前に25～30%あったことと比較すると低調である。農業は自給自足的で、食料を含む消費財の多くを輸入に依存している。コンゴ民の総人口は現在の約1億人（世界銀行、2024年）から、2100年には4億3,000万人になると予測（JETRO、2022年）されている。急激な人口増加に伴う消費財の需要増に応えるとともに、増加する若年層の雇用を提供できるように産業を振興していくことは喫緊の課題である。

上記の製造業付加価値の寄与度（他の産業と比較した割合）は低調である一方で、製造業付加価値金額（規模）としては127億USD（世界銀行、2024年）と、近隣諸国と比較するとナイジェリアに次いで大きい。近年、消費財の生産に取り組もうとする地場企業が出現し始めていることから、さらなる製造業の振興・他の産業からの経済構造の転換が期待できる状況となっている。そのような中、コンゴ民政府は、「開発戦略国家計画（Plan National Stratégique de Développement: PNSD）」（2024～2028年）において、優先的に取り組む事項の中に経済多様化と構造転換を掲げている。製造業については、「取扱商品の多様化」、「地場での原料加工バリューチェーンの拡大」、「製品の競争力や魅力の強化」等が、また中小企業や起業については、「金融アクセス」及び「非金融サービスへのアクセス」、「（人材育成のための）トレーニング」、「ビジネス環境改善」等、幅広い取り組みが記載されている。

これまで JICA は、アフリカ広域「グローバル・カイゼン・ネットワーク推進にかかる情報収集・確認調査フェーズ 2」の活動の一環として、2025 年 7 月にチュニジアのカイゼントレーナーをコンゴ民の首都キンシャサに派遣し、カイゼンのアウェアネスセミナー及びワークショップを実施した。セミナーには政府関係者、経営者団体、商工会議所、企業経営者等が参加し、ワークショップには企業経営者、工場長、現場責任者等が参加し好評を得た。その後、同国産業・中小企業開発省が追加でセミナーを開催する等、現地での関心・意欲が高まっている。2025 年 8 月の第 9 回アフリカ開発会議（TICAD9）開催時には、同国中間層振興庁（the Agency for the Promotion of the Congolese Middle Classes; APROCМ）長官らが JICA 本部を訪問し、カイゼン・アプローチ等に対する協力について意見交換を行った。さらに 2026 年 2 月に、同国南東部（ルブンバシ及びコルウェジ）で AUDA-NEPAD と連携し追加のセミナーを開催した。さらに、カメルーン「カイゼン／BDS へのアクセス向上による中小企業競争力強化プロジェクト」において 2024 年に実施したカイゼンのオンラインセミナーには、同国国立職業訓練機構（National Institution of Professional Preparation : INPP）から 1 名がオブザーバーとして参加した。

本調査は、これらの一連の取組みを経てコンゴ民の中小企業振興に対する協力ニーズが確認されたことから、産業振興・中小企業にかかる課題分析及び JICA を含む開発パートナーによる協力案の検討のための基礎情報を収集するもの。

第 2 条 調査の目的と範囲

本業務では、「第 1 条 調査の背景・経緯」を踏まえ、コンゴ民での産業振興・中小企業にかかる課題分析及び JICA を含む開発パートナーによる協力案の検討のための基礎情報を収集する。

本業務は、同目的を達成するために「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 4 条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第 5 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

なお、相手国機関として起業・中小企業開発省（Ministry of Entrepreneuriat and SME）を想定し、調査対象サイトはキンシャサ特別州、オー・カタンガ州ルブンバシ市、ルアラバ州コルウェジ市とする。

第 3 条 調査実施の留意事項

(1) アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）の方向性の考慮及び CoE（Center of Excellence）との連携

これまでコンゴ民に対しては、上述のとおり「グローバル・カイゼン・ネットワーク推進にかかる情報収集・確認調査フェーズ 2」の活動の一環として、2025 年 7 月にチュニジア人カイゼンコンサルタントによるアウェアネスセミナー及びワークショップをキンシャサで実施。同年度中に同国南東部（ルブンバシヤコルウェジ等）でセミナーを追加開催した。また、カメルーン「カイゼン／BDS へのアクセス向上による中小企業競争力強化プロジェクト」の一環で 2024 年に実施したオンライン研修には、INPP から 1 名がオブザーバー参加した。

JICA は、今後アフリカ地域内で CoE や CoE 候補機関から他のアフリカへカイゼン・アプローチの普及を支援していく方針である。コンゴ民は西部アフリカ地域に属する国として、同地域内で普及の進んでいるカメルーン、または同じ仏語圏で CoE に認定されているチュニジアやモーリシャスからの普及を想定する。下記（3）に記載のパイロット事業の実施にあたっては、日本人専門家に加え、カメルーン、チュニジア、モーリシャス等のコンサルタントも活用するほか、今後の活動案の検討にあたっては、それらの国々からの普及を想定する等、可能な範囲で検討する。

（2）調査対象機関の選定

これまで、JICA は「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」（2015～2020 年）及び「国立職業訓練機構能力強化プロジェクトフェーズ 2」（2022 年～）において、雇用・労働・社会保障省の傘下である INPP に対し、職業訓練の実施体制の整備や強化のための技術協力を行ってきた。同プロジェクトフェーズ 2 の中では、INPP の「カイゼン・チーム」への技術移転を実施している。一方で、中小企業への支援を行う機関としては、産業省傘下の中小企業振興機構や商工会議所等があり、同様にカイゼンを含む中小企業振興支援に関心を寄せている。本調査の実施にあたっては、以下に記載する関連省庁、中小企業支援機関、その他関連機関、及び現地大企業から中小零細企業までの状況及び課題について調査し、カイゼン実施機関またはその他のパイロット事業の実施機関として適する組織を選定のうえ、パイロット事業を実施する。

【関連省庁】

- 起業・中小企業開発省 (Ministry of Entrepreneuriat and SME)
- 雇用・労働・社会保障省 (Ministry of Employment and Travail)
- 産業省 (Ministry of Industry)

- その他省庁

【中小企業支援機関】

- 国立起業開発庁 (National Agency for the Development of Congolese Entrepreneurship: ANADEC)
- 中間層振興機構 (Agency for the Promotion of the Middle Classes: APROCIM)
- 国立職業訓練機構 (National Institution of Professional Preparation : INPP)
- 商工会議所 (Chamber of Commerce)

【関連機関】

- 経済特区機構 (Agency of Special Economic Zones : AZES)
- 国立投資促進国家庁 (National agency for the Promotion of Investments : ANAPI)
- コンゴ企業連盟 (Federation of Entreprises of Congo :FEC)
- 金融機関

【ルブンバシまたは／及びコルウェジ】

- オー・カタンガ州 (ルブンバシ) または／及びルアラバ州 (コルウェジ) における、上記支援機関・関連機関の担当支部等

(3) パイロット事業の実施

本調査の中で、今後 JICA を含む開発パートナーがどのような産業振興・中小企業支援に関する協力を行うべきか明らかにするため (第4条調査の内容 (11))、パイロット事業を実施することとしており (第4条調査の内容 (10))、その対象都市として、ルブンバシ、コルウェジ、キンシャサのうち、いずれか最低1都市を選定する想定である。

パイロット事業の対象産業については以下のとおり選定する。

ルブンバシ及びコルウェジでは鉱業に関連する資機材業者、建設業、小売業、エンジニアリング・機械産業が多く見られ、経済特区も有するが、依然として二次産業の振興は課題である。鉱物関連の産業を対象とすることで、我が国の鉱物の安定的なサプライチェーンの確保にも資すると考えられるため、ルブンバシ及びコルウェジでのパイロット事業実施の優先度が高い。一方、キンシャサには、ルブンバシやコルウェジと比較して小規模な農産品加工業の中小零細企業が多く、それら企業の成長を後押しするような支援が求められる。このように、都市によって企業のセクターや企業規模が異なり、ニーズや課題・求

められる支援が異なると予想されるため、本調査を通じて現状調査を行い、パイロット事業として短期間・小規模で実施・効果検証可能な案を検討し、実行する。

パイロット事業の内容の想定としては参考例として以下が考えられるが、現地課題を特定のうえ、計画する。

例) ルブンバシまたはコルウェジにおける、鉱物関連の中小企業に対して診断の実施、改善箇所の特定のうえ、適切なカイゼン活動やその他 BDS の提供、モニタリング・効果検証

【上記の例で想定するパイロット事業の規模感等】

- ・上記の機関の中から企業に対して直接コンサルティングを行っている職員や、民間コンサルタント等に向けたパイロット事業に関する必要な知識を補充するためのセミナーを開催する（1日～複数日）。参加者の中から、パイロット事業に同行する者を複数名選定する。

- ・対象とする企業を発掘する（カイゼンや BDS に係るアウェアネスセミナーを開催（1日）し、参加企業のうちパイロット事業参加に関心のある企業の中から適当な企業3社程度を選定する）

- ・選定した企業3社程度を訪問し、専門家による診断・助言を行う（同行者が見学し、一部作業を分担する等）

- ・診断・助言した企業に再度訪問し、助言した内容の実施・進捗・効果を確認する

そのうえで、第4条調査の内容（11）産業振興・中小企業振興にかかる課題及び JICA を含む開発パートナーによる協力案については、3都市それぞれを対象として複数検討する（同国全体に関係する政策支援等を含んでも良い）。パイロット事業を実施した都市については、パイロット事業の結果及び考察を反映する。

（4）課題別研修の帰国研修員の活用

2013年からこれまで、同国からカイゼン・BDS 関連の課題別研修に8名が参加している。帰国研修員の所属機関でパイロット事業を実施する場合等、帰国研修員がコア人材となり得る場合もあることから、帰国研修員の活動状況、所属機関内での反応・活動の継続状況、本人の能力・意欲等について可能な範囲で確認を行い、コア人材となり得そうな場合には、同帰国研修員をパイロット事業への参加を奨励する等の検討を行う。

(5) 安全管理の徹底

本業務の渡航先はキンシャサ特別州、オー・カタンガ州ルブンバシ市、ルアラバ州コルウェジ市の予定である。ルブンバシ市及びコルウェジ市は、2026年4月時点で安全管理部長承認地域であり、かつ「紛争影響国・地域における報酬単価」の対象地域である。渡航の際は安全管理を徹底するとともに、移動への制限や遵守事項がある場合があるため、十分に留意する。

第4条 調査の内容

- (1) 産業振興に関連する開発計画、政策、制度について
 - (2) コンゴ民の産業構造の分析（GDPの産業別シェア、雇用状況、輸出入（数量と品目）、産業別の地理的分布等）
 - (3) 主要な産業セクターの概要について（市場規模、成長率、企業数、企業規模、内資・外資の状況、輸出入品目・金額の推移、成長可能性等）
 - (4) コンゴ民のビジネス環境について（法制度、税制、許認可、投資、輸出入等）
 - (5) 産業振興支援機関について（関連省庁、公的機関、職業訓練校、研究機関、民間団体、コンサルタント等の各組織の概要、所掌内容、活動状況、帰国研修員の活動状況等）
 - (6) ビジネス開発サービス（BDS）の状況について（主要なプロバイダーの概要、BDS実施状況）
 - (7) 他ドナー等の産業振興支援、BDS支援について（実施中及び計画中の主要なプロジェクトの概要）
 - (8) コンゴ民での日系企業の動向及び今後の参入可能性、投資可能性のある産業・ビジネスについて
 - (9) 調査対象地域の産業界からの支援ニーズについて（産業振興支援、カイゼン・BDS支援等のニーズ。「カイゼン」の認知度、産業界の品質・生産性向上の取組みの状況についても確認する。）
 - (10) 中小企業支援のパイロット事業の企画・実施及び結果取りまとめ³
- （調査対象地域のうち最低1都市。第3条調査方針・留意事項（3）の参考例参照。）

³ パイロット事業に関して、現時点で想定する対象都市、対象産業、具体的な内容について、技術提案書で提案してください。なお、第3条（3）の記載内容を参考にしてください。

(11) 産業振興・中小企業にかかる課題及び JICA を含む開発パートナーによる協力案 (JICA の協力可能性があるものについては、協力方向性及びプロジェクト形成に資する協力内容案) の提案 ※技術協力、無償資金協力、民間連携事業 (中小企業・SDGs ビジネス支援、海外投融資) 等 JICA スキームを横断的に考慮し、可能性が認められる協力について複数提案する。

第5条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は2027年2月15日とする。

① インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始 1 ヶ月以内

部数：和文、仏文 (電子データ)

② プログレスレポート

記載事項：「5. 調査の内容」の状況

提出時期：2026年10月末

部数：和文 (電子データ)

③ ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査全体結果 (ドラフト)

提出時期：2027年1月末

部数：和文 (電子データ)

④ ファイナルレポート

記載事項：調査全体成果

提出時期：2027年2月15日

部数：和文、仏文 各2部 (簡易製本)、CD-ROM 2部 (和文・仏文各1部)

(2) 報告書の仕様

①ファイナルレポートの仕様は、A4 版、ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。

②添付資料等

・別冊形式の資料、及び多量の画像は電子データのみとする。

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の別冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫を施す。

(4) 業務従事月報

業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。月報には、JICA が指定する KPI に関するデータを含める（セミナーやパイロット事業参加者数等）。

(5) 収集資料

業務終了後に契約期間中に収集した資料及びデータを提出する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

別紙

報告書目次案

注)最終的な報告書の目次は調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 要約
2. 調査の概要
3. コンゴ民主共和国における産業振興・中小企業振興にかかる概要・課題分析にかかる情報収集・分析結果
4. パイロット事業実施概要・結果
5. コンゴ民主共和国における JICA を含む開発パートナーによる産業振興・中小企業振興にかかる協力案

以上

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

| No. | 提案を求める事項 | 特記仕様書の該当条項 |
|-----|----------------------|--|
| 1 | 想定されるパイロット事業の候補地及び内容 | 第4条 調査の内容 (10) 中小企業支援のパイロット事業の企画・実施及び結果取りまとめ (関連条項：第3条(3)) |

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 6.66 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

業務従事者構成の検討に当たっては、産業振興、中小企業振興、品質・生産性向上（カイゼン、特に鉱業関連産業）の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：コンゴ民主共和国及びアフリカ地域

2) 語学能力：英語（フランス語ができれば尚良し）

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- アフリカ地域（広域）「グローバル・カイゼン・ネットワーク推進にかかる情報収集・確認調査 フェーズ2」ファイナルレポート（2026年1月）
本文及び別添 21・22

2) 公開資料

- 無し

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置 | 無 |
| 2 | 通訳の配置（*語⇔*語） | 無 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民主共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308>

.html

- 2) 本業務の渡航先はキンシャサ特別州、オー・カタンガ州ルブンバシ市、ルアラバ州コルウェジ市の予定です。ルブンバシ市及びコルウェジ市は、2026年4月時点で安全管理部長承認地域であり、かつ「紛争影響国・地域における報酬単価」の対象地域です。渡航の際は十分にご注意ください。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

*評価対象とする類似業務：産業振興、中小企業振興、品質・生産性向上（カイゼン）

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、

業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、オー・カタンガ州ルブンバシ市及びルアラバ州コルウェジ市での業務が含まれるため、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当

しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(5) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(6) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(7) その他留意事項

コンゴ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

| 評価項目 | 配点 |
|---------------------------------|-------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) |
| (1) 類似業務の経験 | 6 |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) |
| ア) 各種支援体制（本邦／現地） | 3 |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 |
| 2. 業務の実施方針等 | (70) |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 65 |
| (2) 作業計画等 | (5) |
| ア) 要員計画 | - |
| イ) 作業計画 | 5 |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (20) |
| (1) 業務主任者の経験・能力 | (20) |
| 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u> | (20) |
| ア) 類似業務等の経験 | 10 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | 4 |
| ウ) 語学力 | 4 |
| エ) その他学位、資格等 | 2 |